平成２９年（フ）第４２号
山口県山陽小野田市中川６丁目２番１号（山下ハイツＡ棟103号）
債務者　わたしの食卓おのだサンパーク店こと　松橋　大佑
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２２８号
埼玉県所沢市大字上安松326番地の17　静荘103
債務者　吉野　敏徳
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４４号
埼玉県富士見市渡戸２丁目７番２号
債務者　磯部　真弓
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２４７号
埼玉県川越市大字小ケ谷147番地８
債務者　長谷川かおる
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２６０号
埼玉県川越市中台元町１丁目13番地５（メディス川越）
債務者　伊藤　久藏
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９３４号
兵庫県伊丹市南本町５丁目２番10―401号、申立時の住所大阪市淀川区新高５丁目４番１―901号
債務者　小島　卓司（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５１号
大阪市東住吉区中野４丁目９番15号　第２コーポコバヤシ　301号
債務者　藤原　琢也
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０３号
大阪市東住吉区湯里４―18―３　湯里ハイツＡ102
債務者　村野　公美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１１号
大阪市淀川区西三国１丁目２番38―308号
債務者　木下　和弥
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２２号
大阪市平野区瓜破南１丁目２番11号　永寿特別養護老人ホーム
債務者　長沢　秋一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８２３号
大阪市平野区瓜破南１丁目２番11号　永寿特別養護老人ホーム
債務者　長沢シゲ子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１６号
大阪市生野区中川西２丁目24番18号
債務者　ＳＯＮ　ＥＵＮＪＯＯ　孫　　銀珠
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９５号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目３番８号　パラツィーナ小阪　703号
債務者　友永　光利
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３８号
大阪市住吉区墨江１丁目９番25号　ウィステリア墨江　410号
債務者　増田　紀子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５９号
大阪府吹田市山田東２丁目38番18号（102）
債務者　長谷川まり子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６６号
大阪市住吉区長居東３丁目６番31号　アニーハイツ　202号
債務者　川口　　武
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２３１号
大阪府枚方市甲斐田町30番16号
債務者　今村　勝美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部